

軽米町若者向け空き家住宅取得事業費補助金交付要綱

令和3年6月17日  
軽米町告示第53号

(目的)

第1条 空き家バンクの利活用促進を図り、空き家を利用した若者世代への住宅支援に資するため、町内に定住する意思を持って自ら居住するための登録空き家を購入する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で軽米町補助金交付規則（昭和44年輕米町規則第20号。以下「規則」という。）及びこの告示により補助金を交付する。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家バンク 軽米町空き家バンク設置要綱（令和元年輕米町告示第31号）により実施される空き家情報を登録し、空き家の利用を希望する者に対し情報提供をする制度をいう。
- (2) 若者世代 規則第3条に規定する交付申請を行う日の属する年度の前年度の末日において満39歳以下の者をいう。
- (3) 登録空き家 軽米町空き家バンク設置要綱第2条第1号に規定する空き家等であって空き家バンクに登録されている住宅をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 若者世代であって、登録空き家を自らが居住することを目的として取得する者
- (2) 補助金の交付を受けた日から起算して5年以上、継続して居住する意思を有している者
- (3) 町税等（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する市町村税をいう。）を滞納していない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付対象者としな

- (1) 取得住宅を補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）又はその同一世帯の者の3親等以内の親族から取得した場合
- (2) 申請者の同一世帯の者が前項第3号及び4号の規定に該当しない場合

(補助金の交付対象経費及び補助額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、登録空き家の取得に要する経費（当該登録空き家の敷地の取得費を含む。）とする。

2 登録空き家の取得1件当たりの補助額は、取得に要する額の2分の1以内の額とし、300,000円を上限とする。

3 前項で計算された1件あたりの補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(提出書類及び提出期日)

第5条 規則に定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表に定めるものとする。

(補助事業の内容の変更)

第6条 規則第5条第1項第1号及び第2号に規定する町長が定める軽微な変更は、交付決定額に変更が生じない変更とする。

(補助金の返還)

第7条 町長は、補助金の交付を受けた者が補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に補助金の対象となった住宅から転居し、又は当該住宅を売却若しくは譲渡したときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(申請の取下期日)

第8条 規則第7条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受理した日から起算して15日以内とする。

(報告の徴収等)

第9条 町長は、補助金の交付義務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、随時報告を求め、又は現地調査等を行うことができるものとする。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

別表（第5条関係）

条項	提出書類	添付書類	提出期日
規則第3条の規定による書類	若者向け空き家住宅取得事業費補助金交付申請書（様式第1号）	(1) 売買契約書の写し (2) 住民票謄本（続柄が記載されたもの） (3) その他町長が必要と認める書類	別に定める。
規則第5条第1項第1号、第2号及び第3号の規定による書類	若者向け空き家住宅取得事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請書（様式第2号）	変更等の内容がわかる書類の写し	変更（中止、廃止）の事由の生じた日から15日以内
規則第12条第1項の規定による書類	若者向け空き家住宅取得事業費補助金請求書（様式第3号）	(1) 領収書又は振込受付書等の写し (2) 取得住宅及び敷地の登記事項証明書 (3) 敷地の使用貸借等の契約書の写し（敷地の所有者が申請者と同居しない者である場合に限る。） (4) 取得住宅に転居した後の住民票謄本（続柄の記載されたもの）	別に定める。